

鴻池家コレクションにみる清朝官営工房の染織

佐藤留実（公益財団法人 五島美術館）

日本に伝来する舶来染織群は、大部分が服飾や仕覆など何等かの用途に使用され残ってきたものである。しかしながら鴻池家の染織コレクションの中には、清朝時代に織成された未使用の巻物が複数存在している。特筆すべきは、そのなかに生産地が推定できるものや、朝服用の緞子が良好な状態で保管されていることである。

例えば「蝶文万字紗綾形銀欄」[No.110（裂6－48）]（清時代・17世紀）は、薄紅地に銀箔糸で万字紗綾形文様と舞い飛ぶ蝶を表した縹子組織の銀欄である。本品は織り始め部分に銀糸織で「南京八絲錦緞」と織り出していることから、南京の官営織染局、またはその直轄地において織られた可能性を有した貴重な例といえよう。

ほかに産地を示した例として「薄紅地梅筐蝶文金入錦」[No.143（裂10－3）]（清時代18－19世紀）がある。そこには朱の長方印で「姑蘇閶門内臨頓路桐芳巷顧■成號本機自造各色勤着紗緞粧蟒宋錦盤金顧繡寧紬宮紬尊貨尊客賜顧者認明本號印記不愼」と押印されている。はじめの部分「姑蘇閶門内…」の「姑蘇」は蘇州の古称であり、「閶門」はその古い城門のひとつとして知られている。さらに「…宋錦」と見えることから、おそらく本品は、清朝の蘇州織造局の特産品とされた宋様式の錦と考えられる。

つぎに朝服用と考えられるものに「あひみる（藍海松）茶大紋丸龍緞子」[No.140（裂10）]（清時代・18－19世紀）がある。文様は大小の丸文に躍動する双龍を意匠化したものであり、その丸龍（団龍）文は、清時代道光帝期の「二則団龍暗花緞女常服袍」（北京故宮博物院所蔵）と非常に類似している。本品も絹の光沢を生かした経緯糸同色の「暗花」と称された緞子の例にあたる。文様構成は、丸龍文を互の目に配し、一部に異なる組み合わせの丸龍文を配置するというように、すべて同じパターンではない。このような形式は服飾に仕立てたときに決まった位置に文様が現れるように構成された、朝服用の緞子と考えられる。

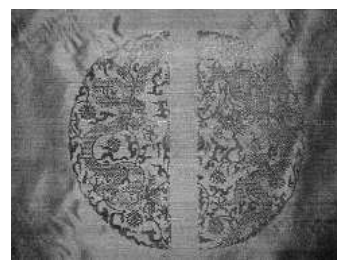
以上、代表的な三例を紹介した。このほかにも染織史において注目すべき例が数多く存在する。周知のことではあるが染織の歴史はその国の経済史と密接に関わる。上記に述べた例も含め今後はさらに広範囲な視点からの調査研究により多くの新知見が得られるであろう。



[No.110]
（裂6－48）部分



[No.143]
（裂10－3）部分



[No.140]
（裂10）部分

主要参考文献：『中国絹織物全史』（国書刊行会 2015年）／『中国服飾美学史』（蔡子譚 河北美術出版社 2001年）